

障害者支援課における医療的ケア児への
令和5年度および令和6年度の取組み

① 児童発達支援

- ・内 容 : 未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の提供、集団生活へ集団適応訓練、その他必要な支援を行う。
- ・名 称(運営事業者)
 - : ほわわ品川(社会福祉法人むそう)(平成 29 年開設)
 - ミリミリ品川(一般社団法人 Ohana HOUSE)(令和4年開設)

② 放課後等デイサービス

- ・内 容 : 就学している障害児が、授業の終了後、または学校の休業日に生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等、必要な支援を行う。
- ・名 称(運営事業者)
 - : ミント(株式会社 Y&N)(平成 31 年開設)
 - 放課後等デイサービスえがお(社会福祉法人恵正福祉会)
(令和元年 10 月開設)

③ 品川区障害児通所支援事業運営補助金

- ・内 容 : 区内の事業所で、事業所と週 1 回以上の定期的な利用契約を締結した区内在住の利用者(重症心身障害児および医療的なケアが必要な児童に限る。)が年度を通じて常時 6 人以上いること。
- ・実 績 : 令和5年度2事業所
令和6年度5事業所予定

④ 重症心身障害児者等在宅レスパイト事業(平成 28 年度開始)

- ・内 容 : 対象は、重症心身障害児者等で医療的ケアが必要な方や重度の障害で常時の見守りを必要とする方で、居宅に看護師や介護人を派遣し、介護者である家族等が行っているたん吸引や経管栄養等の医療的ケアと、体位交換、食事介助等の療養上の世話を一定時間代替える。
- ・運営事業者: 訪問看護ステーション20社、居宅介護支援事業所3社
(令和5年度)
- ・登録者: 31人(令和5年度)
- ・令和6年度: ①就労等支援事業を追加
②看護師の派遣先に特別支援学校を追加

- ⑤ 医療的ケア児地域生活支援促進事業(令和3年4月開所)
- ・内 容 :医療的ケアが必要な障害児と地域の子ども達との遊び場の提供、医療的ケアが必要な障害児親子の交流、つどいの場の提供、医療的ケアに関する相談
 - ・名 称(運営事業者)
:インクルーシブひろばベル(特定非営利活動法人フローレンス)
 - ・実 績 :利用登録世帯:262世帯(令和5年10月末現在)
302世帯(令和6年2月末現在)
- ⑥ 品川区重症心身障害者通所事業(平成24年6月開所)
- ・内 容 :在宅の重症心身障害者の日中活動の場を確保することにより、家族とできるだけ長い間、地域社会の中で生活できるよう援護する。運動機能の低下防止のための訓練およびQOLを高めるための日常生活の提供を行っている。
 - ・名 称(運営事業者)
:重症心身障害者通所事業所ピッコロ(社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会)
 - ・定 員:6人
- ⑦ 医療的ケア児等コーディネーターの配置
- ・内 容 :医療的ケア児等コーディネーターとは、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担う。
 - ・実 績 :7人(令和5年度)
 - ・関連事業:令和6年度
医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業
(退院前カンファレンスへの参加、サービス調整、日常生活における相談・支援など)
- ⑧ 品川区障害者医療ショートステイ事業(令和3年4月開始)
- ・内 容 :在宅で療養し、医療的なケアが日常的に必要な重症心身障害児者等が、その保護者等による在宅での療養が一時的に困難になり、かつ、障害者総合支援法に規定する短期入所の利用が困難である場合に、医療機関における一時的受入れを行う。
 - ・実 績 :3件(令和5年10月末現在)
5件(令和6年2月末現在)
- ⑨ 在宅の人工呼吸器使用者への非常用電源確保(令和4年4月開始)
- ・内 容 :在宅で人工呼吸器を装着している障害者で、品川区災害時個別支援計画を作成した方が非常用電源装置を購入する際の費用を助成する。
 - ・実 績 :5件(令和5年10月末現在)
8件(令和6年2月末現在)

医療的ケア児へ切れ目のない支援整備

事業名

品川区医療的ケア児等コーディネーター支援体制
整備促進事業

予算額

948 千円

POINT

医療的ケア児等への支援の総合調整を実施

事業概要

- ◆コーディネーターを対象に医療的ケア児等に関する研修等の実施
- ◆NICU退院時のカンファレンスや在宅移行にかかる連絡調整
- ◆医療的ケア児等やその家族からの相談対応
- ◆サービス利用計画の作成
- ◆各ライフステージにおける課題解決のための継続的な支援

背景・目的

医療技術の進歩などに伴い、医療的ケア児を取り巻く環境が変化・多様化していることから、医療的ケア児支援法が令和3年に施行され、地方公共団体は日常生活において必要な支援を受けられるよう必要な措置を講じるとともに、関係機関等との緊密な連携の下に必要な相談体制の整備を行うこととされた。

医療的ケア児等コーディネーターが相談を受け、在宅移行も含めた保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスの総合調整を行う等、継続的な支援を提供する体制を整備することで、医療的ケアが必要な子どもと家族が退院後も地域において安心して生活できるよう支援する。

スケジュール

4月～ サービス利用